

新潟市子ども条例

条文解説

令和4年4月

新潟市

目 次

条例制定の背景と経緯	2
条例の題名	3
前文	4
第1章 総則	
第1条 目的	6
第2条 定義	6
第3条 基本理念	8
第4条 責務	10
第5条 周知啓発等	11
第6条 子どもの意見表明と参画の促進	11
第2章 子どもの権利	
第7条 この章に規定する子どもの権利	12
第8条 安心して生きる権利	12
第9条 豊かに生き、育つ権利	14
第10条 自分らしく生きる権利	15
第11条 身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利	17
第12条 社会に参加する権利	18
第3章 子どもの生活の場における権利保障	
第13条 家庭における保障	19
第14条 学び・育ちの施設における保障	20
第15条 地域における保障	22
第16条 参加の機会の確保	24
第4章 権利侵害の救済	
第17条 権利侵害の救済等	24
第5章 権利の保障と推進	
第18条 施策の推進	25
第19条 新潟市子どもの権利推進委員会の設置等	26
第20条 市の措置	28
第21条 子どもの権利週間及び子どもの権利月間	28
第6章 雑則	
第22条 委任	29
附則	
第1項 施行期日	29
第2項 附属機関の設置に関する検討事項	29

◆条例制定の背景と経緯

我が国は、国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」を平成6年に批准していますが、残念ながら、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめなどの重大な子どもの権利侵害に関する事例が数多く報告されており、それらは本市においても例外ではありません。

新潟市子ども条例は、市議会として、この条例が子どもを含む市民に広く普及して、本市の子どもに関する全ての施策及び計画の根本となり、本市の全ての子どもが新潟の豊かな自然と人のぬくもりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持つことができることを願い、制定したものです。

【条例制定までの経緯】

平成26年1月	新潟市少子高齢化対策議員連盟と新潟市男女共同参画推進議員連盟（以下「両議員連盟」）による合同視察で、子どもの人権擁護機関として先進的な取り組みを行う東京都世田谷区の「せたホッと」を訪問。 本市議会としても子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの幸福を最優先する社会を目指すには何が必要なのかを深掘りすることを目的に、政令指定都市の中で先進的に条例を制定し、子ども施策の推進を図っている名古屋市、川崎市、相模原市などの事例の調査・研究を開始。
平成29年9月～ 令和3年3月	両議員連盟による「子ども条例ワーキンググループ（WG）」が発足。 その後、子どもの人権問題に取り組む各種団体をはじめ、教育関係者や弁護士会、本市こども未来部とも積極的な意見交換を積み重ねながら、「(仮称)新潟市子ども条例（WG案）」を作成。
令和3年3月23日	両議員連盟で、議長に対し本市議会における条例検討会の設置を正式に要請し、各会派と会派に属さない議員の計11名で構成する「新潟市子ども条例検討会」が設置される。
令和3年7月	条例検討会で議論を重ね、WG案の一部に修正を加えた「新潟市子ども条例素案」を作成。
令和3年8月	「新潟市子ども・子育て会議」で条例素案の概要を説明し、意見交換
令和3年9月	本市の子どもたちの現状を把握するため、特別支援学校を含む市立の小・中・高等学校校長会において、条例素案の概要を説明し、小・中・高等学校の最高学年の児童・生徒を対象にアンケート調査を実施。（回答数8,193人）

令和3年10月	条例検討会で「新潟市子ども条例素案(修正案)」を取りまとめ。 (令和3年3月～10月 条例検討会を11回開催)
令和3年10月11日～ 11月9日(30日間)	条例素案(修正案)に対するパブリックコメントを実施。 (提出人数12人, 提出件数46件)
令和3年11月	「新潟市要保護児童地域対策協議会」で条例素案(修正案)の概要を説明し, 意見交換
令和3年11月29日	条例検討会において, 最終案としてパブリックコメント等の意見を反映させた「新潟市子ども条例(案)」を取りまとめ。
令和3年12月2日	令和3年12月定例会で, 議員提案第30号「新潟市子ども条例の制定について」を上程
令和3年12月15日	市民厚生常任委員会で審査
令和3年12月22日	「新潟市子ども条例(案)」全会派一致で可決, 制定
令和3年12月27日	「新潟市子ども条例」公布

◆条例の題名

【趣旨・解説】

この条例は, 子どもの権利に関する理念をうたうだけにとどまらず, 子どもに関わる政策全般を具体的に進める条例となっています。

子どもを権利の主体として位置づけ, 子どもの幸福を最優先する社会を目指すとともに, その声を代弁し, 子ども政策をこれまで以上に押し進めるための根拠条例として, 「新潟市子ども条例」としました。

(前文)

子どもが、一人の人間として、今をすこやかで豊かに生き、未来を担う仲間として成長することは、大切なことです。私たちは、子ども一人ひとりの存在をこの上なく誇りに思うと同時に、子どもが本市においてすこやかで豊かな子ども期を過ごせるよう支援することを重大な責務と考えます。

子どもは、一人ひとりが異なった環境で育ち、一人ひとりが異なった可能性を持っています。そして、子どもの誰もが、かけがえのない人格と人権を持った一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を有しています。

これらの権利を実現するためには、子どもと接する身近なおとなが、子どもの思いや願いを受け止め、誠実に顔を向ける関係が不可欠です。このような関係が保障されて初めて、子どもは、一人の人間としての尊厳を享受し、豊かな子ども期を過ごし、自律性や創造性、そして他者に対する寛容と愛を培うことができます。そして、大切にされているとの自己肯定感を抱くことで、親をはじめ身近なおとなへの尊敬と感謝の気持ちが芽生え、さらには、いじめなどにより他者の権利を奪ってはいけないということに、気付くことができることでしょう。

この条例が真に子どもの豊かさと成長の力になるために、子どもを含む市民に広く普及し、本市の子どもに関連する全ての施策及び計画の根本となること、子どもと接する身近なおとなの権利が確保されること、子どももおとなも全ての人が相互に権利を尊重し合うこと、そして権利侵害に対して適切な救済が図られることが必要です。

子どもは、この地球上に生きる一人の人間として、国内外を問わず、人々との相互理解と交流を深め、北東アジアをはじめとする世界の平和と共生を目指す本市において、欠かすことのできない大きな役割を担っています。そして、その役割を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことで、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

一方、子どもと接する身近なおとなは、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情を持って接することが必要です。

私たちは、子どもが、新潟の四季折々の豊かな自然と人のぬくもりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持ち、ふるさとの伝統文化と産業を継承発展させてくれることを願い、ここに、国際連合総会で採択された児童の権利に関する条約の理念に則って、この条例を制定します。

【趣旨】

条例全体にかかる基本的な子ども観や子どもの権利に対する考え方、条約の理念を示し、条例の意義と制定の決意を宣言するものです。

【解説】

○1段落目

全ての子どもを大切に思い、そしてその子どもがすこやかに豊かな子ども期を過ごせるよう、支援を行っていくことを宣言するものです。

○2段落目

全ての子どもが、それぞれの違いや異なった可能性を大切にされ、子ども一人ひとりが、かけがえのない存在として尊厳を持っていること、今を生きる存在であると同時に、一人の人間として成長発達する権利を子どもの固有の権利として有していることを述べています。

○3段落目

子どもの固有の権利の実現には、子どもと接する身近なおとななどの受容的な人間関係が不可欠です。このような関係が保障されることにより、子どもは自分が一人の人間として尊重されていると感じることができ、自分が大切にされていると気づくことが他人への思いやりにつながることを述べています。

○4段落目

子どもの権利の実現には、この条例が広く普及し、本市の子どもの施策や計画のよりどころとなること、子どももおとなも全ての人の権利が尊重されること、権利侵害に対する適切な救済が図られることが必要であることを述べています。

○5段落目

子どもが国境を越えた交流の中で国際性を身につけ、日本海拠点を目指す本市の発展を担ってくれることを期待したものです。

○6段落目

子どもが能力を発揮するために身近なおとなに求められることを述べています。

○7段落目

最後に、子どもが一人の人間として成長するとともに、本市の文化と産業を継承し、次代の担い手となってくれることを願い、平成元年（1989年）に国際連合総会において採択された「児童の権利に関する条約」の理念に則って、条例を制定することを宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的とします。

【趣旨】

条例の制定の目的を明らかにする規定です。

【解説】

○本条例の目指す最終目的は、「新潟市が、子どもの権利が保障され、全ての子どもが子ども期を豊かに過ごすことができるまちとなること」です。

○上記の目的を達成するために、本条例では、子どもにとって大切な権利や市及び保護者等のおとなの責務を明らかにするとともに、家庭や学校、学び・育ちの施設、地域等、子どもが生活するあらゆる場面における子どもの権利の保障を進めるための基本的な事項等を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
- (2) 子ども期 子どもが、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する全過程をいいます。
- (3) 成長発達 障がいの有無又は性別にかかわらず、一人ひとりの子どもが、精神的又は身体的な能力をその最大限まで獲得していく過程をいいます。
- (4) 学び・育ちの施設 学校、幼稚園、保育園、認定こども園その他の子どもが学び、育つための施設をいいます。
- (5) 身近なおとな 家庭、地域及び学び・育ちの施設において日常的に子どもと直に接するおとなをいいます。
- (6) 思いや願い 言葉、行動、身体症状などによって表される欲求、意見、考え又は感情などをいいます。
- (7) 保護者 親又は祖父母その他親権を行う者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他子どもを現に養育する者をいいます。

【趣旨】

この条例における重要な用語の定義を規定したものです。

【解説】

○第1項第1号

児童の権利に関する条約に基づき、「子ども」の定義は、18歳未満としています。

なお、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」とは、教育活動に支障のないよう配慮する余地を残すための規定であり、高校在学中に18歳となった者と、同じく高校に在学している18歳未満の者とを区別して、条例の適用を除外する必要はないことを示しています。

○第1項第2号

子どもが受容的な人間関係を保障される中で、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、結果として「自分らしく生き、自ら責任を負い、しかも思いやりのある」おとなへと成長発達する時期を「子ども期」と定義しています。

○第1項第3号

障がいの有無や性別にかかわらず、子どもが「受容的な人間関係」の中で、人格的・知的・精神的・身体的能力を獲得し、その結果として、自分らしく、しかも他の人に対して思いやりのあるおとなへと移行する過程を「成長発達」と表現したものです。

○第1項第4号

子どもの権利保障を進める上で、重要な役割を担う学校、施設等を明確に定義する必要があると考え、子どもが通学、通所又は入所、利用する施設を「学び・育ちの施設」として規定しました。

○第1項第5号

常日頃子どもと直接に接し、子どもの思いや願いの表明に誠実な応答義務を負うべきおとなを「身近なおとな」としています。

○第1項第6号

言葉や行動、身体症状などで表現される欲求や意見などを「思いや願い」としており、言葉を発することのできない乳幼児、何らかの障がいにより自分の気持ちを伝えにくい子ども、外国籍の子どもなどが「しぐさ」や「表情」「態度」「行動」などで表す訴えも含みます。

○第1項第7号

様々な理由から親に代わり、親としての役割を果たす者を「子どもを現に養育する者」として親と同等の立場にある者と捉え、「保護者」を子どもの権利の保障における主たる責任を持つ「親」と「子どもを現に養育する者」としました。

(基本理念)

第3条 子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利（以下「子どもの権利」といいます。）として有し、かつ、これを実現するために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に応えてもらうこと。

(2) 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。

2 子どもは、前項に定める子どもの権利をはじめ、日本国憲法に定める基本的人権、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、児童福祉法その他の法令により定められた権利が保障されなければなりません。

【趣旨】

本条例における基本理念を明確にするために、「豊かな子ども期を過ごすための大切な権利」の中核となる三つの権利、及びそれらを現実化するための二つの具体的な権利を「子ども固有の基本的権利」として鮮明に宣言し、規定しました。

これら三つの基本的権利を保障するに際しては、子どもの権利条約を踏まえ、子どもそれぞれの状況に応じた「当該子どもの最善の利益」が考慮されることが重要です。

【解説】

○第1項

子ども固有の基本的権利として、一人の人間としての尊厳、今を豊かに生きる権利、成長発達する権利の三つの実体的な権利を規定しました。これは「子ども期」の特徴そのものであり、これら三つの権利は、不可分の関係にあります。

①一人の人間としての尊厳

子どもは親の所有物でも、国家や社会の人材育成の客体でもありません。およそ人である以上、その一人ひとりが固有の価値を持った一人の人間として尊重され、その主体性が認められなければなりません。日本国憲法も第13条で「すべての国民は個人として尊重されなければならない」と定め、子どもを含む全ての人が人間の尊厳を持っていることを、人権の根本原理と規定しています。

②今を豊かに生きる権利

子どもも、おとなと同じように、今の一瞬を生きている人間であり、今の自分を豊かに、すなわち健やかに、自分らしく、楽しく、安心して、幸せに生きる権利を持っています。

③成長発達する権利

子どもがおとなと違う一番大きな特徴は、知的にも、精神（人格）的にも、身体的にも、あるいは経済的・社会的にも、未だおとなと同じような能力を有しておらず、それぞれの子どもの個性に応じて人として成長発達の過程にあるという点です。

児童の権利に関する条約では、第6条で、子どもの「生存及び発達の権利」を基本的な権利として定め、第29条で、成長発達の目的を、「一人ひとりの子どもの人格、才能並びに精神及び身体的能力をその可能な最大限にまで発達させること」と規定しています。

子ども一人ひとりの能力が最大限にまで発達するためには、「受容的な人間関係」の保障が不可欠であり、その当然の結果として自分らしく、他人のことも考えながら生きる力や知的能力も培われ、それが社会の発展に貢献することになります。従って、成長発達権とは、「受容的な人間関係」を形成する権利であることを示しています。

○第1項第1号

第1項の三つの子ども固有の実体的な基本的権利を子ども自身が自ら実現するための手段的権利として、児童の権利に関する条約第12条の意見表明権の趣旨を分かりやすく規定したものです。

ここで言う「思いや願い」とは、第2条第6項の解説でも述べているとおり、乳幼児でも発することのできる要求や感情をはじめ、ジェスチャーや身体症状、行動等による非言語的なメッセージも含まれます。このような子どもの要求を出す力を権利として承認し、それに対する誠実な応答義務を身近なおとなに課すことによって、子どもは、自らの主体的な力で「ありのままの自分」を受け入れてもらうことのできる受容的な人間関係をつくることができます。

○第1項第2号

子ども期に自然の恵みや野生に触れ、同世代や異世代の仲間と集い、地域の文化や協同あるいは社会の経済や政治に参加しながらたくさんのことを学び、体得することの重要性を示しています。

○第2項

子どもには、第1項で定める子ども固有の権利をはじめ、当然に日本国憲法、児童の権利に関する条約及び児童福祉法等の法令により定められた権利が保障されることを基本理念として明らかにしたものです。

(責務)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

2 保護者は、子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

3 学び・育ちの施設の関係者（以下「施設関係者」といいます。）は、自ら関わりのある子どもの権利を尊重し、その保障に努めなければなりません。

4 事業者は、雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。

5 市民は、子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。

6 保護者、施設関係者、事業者、市民及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協力しなければなりません。

【趣旨】

この条例で規定する「子ども固有の基本的権利」とそれらを具体化した「子どもにとって大切な権利」を保障するために、市、保護者、学び・育ちの施設関係者、事業者、市民それぞれが子どもに対して果たすべき基本的責務と、それぞれがその責務を果たす際の相互の連携・協力の必要性について定める規定です。

【解説】

○おとなの理解の下に、子どもの権利保障を進めることが必要不可欠です。そこで、市や子どもにとって身近なおとなだけでなく、子どもに関わる全てのおとなへの責務やそれぞれの立場における役割を明記した上で、子どもとの受容的な関係性を築く重要性を示したものです。

総則規定である本条には、一般的・基本的な責務しか示してありませんが、第3章にはより個別的・具体的な責務が示してあります。

○その中で、子どもの育ちには、福祉、医療、保健、教育、行政などあらゆる分野の人が関係しますが、これらを大別して市、保護者、学び・育ちの施設関係者、事業者、その他広く市民としてあります。

○市の責務として、「あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。」とは、市が計画、実施する事業にとどまらず、その過程における関係機関との調整、住民説明など、市が行う行政行為全てを含んでいます。

(周知啓発等)

第5条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民の関心及び理解を深めるため、次に掲げる取組を行うものとします。

- (1) 周知啓発
- (2) 学習及び研修の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な取組

【趣旨】

子どもの権利を周知啓発するための規定です。

【解説】

○子どもの権利保障を進めていく上で、保護者、学び・育ちの施設関係者、事業者及び市民に、子どもの権利及びこの条例について理解を深めてもらう必要があります。

○そのため手段として、市が、周知啓発と学習及び研修などの必要な取り組みを行うことを明記しています。

(子どもの意見表明と参画の促進)

第6条 市は、この条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努めるものとします。

【趣旨】

子どもの意見表明と参画を促進し、支援するための規定です。

【解説】

○子どもが社会の一員として、また未来を担う存在として、市の施策に関わり、意見を表明し、参画の機会が確保されることは、子どもの成長にとってとても大切なことです。

このことについては、第12条の社会に参加する権利の項でも説明しています。

○そのため、この条例においては、子どもに関わる施策について、おとなだけで決めるのではなく、子どもの意見を尊重し、参画を促進する必要があるとしています。

第2章 子どもの権利

(この章に規定する子どもの権利)

第7条 この章に規定する子どもの権利は、子どもが、かけがえのない一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達するために、全ての子どもに生まれた時から等しく保障されます。

2 この権利の保障に際しては、それぞれの子どもの年齢、成熟の度合い及び置かれた状況にふさわしい配慮がなされなければなりません。

3 この権利の行使については、公共の福祉、他者の権利又は名誉若しくは道徳の保護に配慮しなければなりません。

【趣旨】

第2章を「子どもの権利」とし、第3条の基本理念で示された「子ども固有の基本的権利」を土台に、子どもにとって大切な権利を5つの視点で明確に規定しました。

【解説】

○人間であれば誰にでも当然権利が認められていますが、成長の過程にある子どもが、一人の人間として今を豊かに生き、そして自分を大切にすると同時に、他人への思いやりを持ったおとなへと成長するためには、特に「子ども固有の権利」が保障されることが必要です。

○また、子どもの権利は生まれた時から全ての子どもが同じように持っているものであり、その権利が保障される時には、年齢とそれぞれの成熟の度合い及び置かれた状況に応じた配慮がされなければならないと考えます。

○ただし、子どもの権利を行使する時には、社会のルールを守り、相手にも同様に権利があることを十分に認識し、他人の迷惑にならないようにすることが必要であり、この条例では、他者への感謝の気持ちや思いやりを大切にしたいという思いを「道徳の保護に配慮」としてうたっています。

○「道徳の保護に配慮」が特定の価値観を押し付けることにつながってはならず、この規定をもって子どもの権利行使をためらわせることがあってはなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、その生存と健康が守られ、理解と愛情を受け、安全にかつ安心して今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) いのちが守られ、尊重されること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 差別又は偏見を受けないこと。
- (4) いじめ、虐待、体罰、性的搾取などによって心身を傷つけられないこと。
- (5) 健康に生き、適切な医療が受けられること。
- (6) 有害な物質又は情報から守られ、安全な環境で生活できること。

【趣旨】

子どもが安心して生きるために大切な権利について示す規定です。

【解説】

○第1項

子どもにとって心身ともに安心して生きられることは、成長発達にとって最も基本となる条件です。

○第1項第1号

どんな状況であっても、いのちが守られ、生まれてきたことそのものが価値あることとして尊重されなければならないと考えます。

○第1項第2号

子どもが安心して、自信を持って生きるためには、親など身近なおとなからの愛情を受けることが必要だと考えます。

○第1項第3号

国籍、性別、言語、宗教、障がい、財産など、子ども又はその家族が置かれている状況によって、いかなる差別や偏見も受けてはならないと考えます。

○第1項第4号

いじめ、虐待、体罰など、子どもの日常生活の中で起こり得る重大な権利侵害により、心や体を傷つけられることは絶対にあってはならないというものです。また、子どもがおとなの欲望の対象とされ、性的に搾取されたり、利用されたりすることがないように、守られなければならないと考えます。

○第1項第5号

心も体も健康に生きること、そして病気やけがに対して、予防も含めて適切な医療が受けられることが必要であると考えます。

○第1項第6号

子どもは、その成長発達を阻害するような有害物質から守らなければならないことと併せ、氾濫するさまざまな有害情報からも守られなければならないと考えます。

(豊かに生き、育つ権利)

<p>第9条 子どもは、豊かに生き、育つために、次の権利が保障されなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 自分に合ったペースで生活すること。(2) 学ぶこと。(3) 遊ぶこと。(4) 安心できる場所で休むこと。(5) 仲間と集うこと。(6) 自由な方法で表現すること。(7) 自然にふれ親しみ、自然環境を保障されること。(8) 文化、芸術、スポーツにふれ親しむこと。(9) 基本的な生活習慣及び社会性を身につける環境を保障されること。(10) 子どもの権利について知ること。

【趣旨】

子どもが、すこやかに豊かに育つために大切な権利について示す規定です。

【解説】

○第1項

第3条の子ども固有の基本的権利が保障される中で、好奇心や達成感を満たすさまざまな経験や体験をすることは、豊かな子ども期を実現するためにとっても大切なことです。

○第1項第1号

「思いや願い」を表明しながら、それぞれ自分にあったペースで生活することが、豊かな子ども期を過ごすための基本となる条件だと考えます。

○第1項第2号

学校で基本的な学力を身につけるだけでなく、知りたい時や分からない時に身近なおとなから教えてもらうなど、さまざまな学びが子どもの豊かな育ちに必要であると考えます。

○第1項第3号

遊ぶ場所の確保も含め、遊びを保障することは学ぶことと同じく大切なことであると考えます。

○第1項第4号

疲れた時には安心できる場所で休息することが、子どもの成長発達にとって必要であると考えます。

○第1項第5号

ひとりではできないことも、仲間と集まったり、グループをつくって活動したりすることで、思いや考えを表現することもできると考えます。

○第1項第6号

自分の考えや思いを自分なりの方法で表現することが大切だと考えます。

○第1項第7号

自然とのふれあいを通じて、自然から受けている多大な恩恵の大切さを学び知ることが大切だと考えます。また、そのためには、自然環境の保全を図るとともに、子ども自身も自然環境を守り続けていかなければならないことを学ぶことにもつながると考えます。

○第1項第8号

文化、芸術、スポーツにふれ親しむことで、楽しみながら成長し、豊かな感性や人間性を養うことができると考えます。

○第1項第9号

基本的な生活習慣は子どもの成長発達を支えるベースになるものであり、それを身につけるための環境が保障されなければなりません。また、社会生活を営んでいくために、公共のルールやマナーなどの社会性を育てていく必要があると考えます。

○第1項第10号

子ども自身が、子どもの権利について知り、正しく理解する必要があると考えます。

(自分らしく生きる権利)

第10条 子どもは、一人の人間として尊重され、自分らしく生きるために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 個人として尊重され、他者との違いが認められること。
- (2) 不平等な扱いを受けないこと。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 自尊心を傷つけられないこと。
- (5) 可能性を大切にされること。
- (6) 自由に独りでいたり、仲間といたりすること。

【趣旨】

子どもが自分らしく生きるために大切な権利、すなわちおとなの考え方や世間体に当てはめられて育てられたり、理不尽なことを押しつけられるのではなく、一人ひとりが自分の思いや願いや考えを表明しながら、子ども自身が自らの「子ども期」に主体として参加し、個人として尊重されて生きていくために大切な権利について示したものです。

【解説】

○第1項

子どもが、かけがえのないたった一人の人間として大切にされることは、自分らしく生きるために不可欠なことです。

○第1項第1号

一人ひとりが他に代えられないたった一つの存在として大切にされ、他の人との違いを認められて生きていけるものと考えます。

○第1項第2号

他の人との違いで比較されたり、優劣や順番を付けられたりすることにより、不平等な扱いを受けないものと考えます。

○第1項第3号

子どもが自分の世界を大切にできるよう、プライバシーや誰にも知られたくない秘密は守られなければならないと考えます。

○第1項第4号

自分を大切に思う気持ちを育むために、自尊心が傷つけられてはならないと考えます。

○第1項第5号

子どもが成長発達の過程において、失敗したり、つまずいたりすることがあっても、次にチャレンジできる可能性を大切にされるべきだと考えます。

○第1項第6号

独りでいたい時は独りでいること、仲間といたい時は仲間といることが自由に選択できると考えます。

(身近なおとなと受容的な関係をつくる権利)

第11条 子どもは、身近なおとなとの関わりの中で今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の思いや願いを自由に表明できること。
- (2) 自分の思いや願いをありのままに受け止めてもらい、一緒に考え、適切に応えてもらうこと。
- (3) 理由を知り、納得できるように話をしてもらうこと。
- (4) 子どもだからという理由で、理不尽な扱いをされないこと。

【趣旨】

子どもの成長において、人との関わりが重要な要素であり、特におとなとの人間関係は子どもが豊かに生き、成長発達していくために不可欠な権利であることを示した規定です。

【解説】

○第1項

子どもにとって、人との関わりの中で生き、人間関係を築きながら成長発達することはとても重要であり大切なことと考えます。それには、年齢やそれぞれの成長発達に応じた配慮が必要です。

本条文は、第3条の「子どもの固有の基本的権利」を具体化するものであり、子ども自身が自らの子ども期に主体的に参加することを保障する最も基本的な権利であると位置づけています。

○第1項第1号

「思いや願い」とは、欲求や感情、非言語的な行動や身体的症状等による訴えも含んでおり、言葉にならないものも子どもの表現方法の一つであると捉えたものです。

○第1項第2号

子どもの意見表明に対し、おとなが子どもときちんと向き合い、子どもがなぜそのような訴えをしているかを受容的に受け止める必要があると考えます。子どもは受け止めてもらうことによって、初めて安心感や自信を持つことができるようになると考えます。

「ありのままに」というのは、決して、子どもの表明した内容をそのまま実現しなければならないということを意味するものではありません。

また、「一緒に考えてもらう」とは、対話を通じて、自らの人生に主体として参加することを意味するものです。

○第1項第3号

なぜだめなのか、なぜそうなっているのか、などの理由を知り、それについてきちんと納得するような話をしてもらう必要があると考えます。「受容的な関係性」が日常的にできている限り、子どもはおとなの事情や道理を理解して生きていくことができます。

○第1項第4号

子どもも成長過程にある一人の人間であることを踏まえ、「子どもだから」という理由で、差別を受けたり、威圧的であったり不平等な扱いを受けたりすることがあってはならないと考えます。

(社会に参加する権利)

第12条 子どもは、自分及び社会のことについて意見を述べ、参加するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 社会に参加し、意見が活かされる機会が与えられること。
- (2) 参加にあたって、適切な支援が受けられること。

【趣旨】

子どもが自分や社会に関わることについて意見を述べ、社会に参加するための大切な権利について示す規定です。

【解説】

○第1項

子どもも、家庭や学校等の身近なおとなとの関係のみならず、それを前提としてさまざまな形で社会との関わりを持って生き、生活をしています。自分と関わりのある社会のことに関して子ども期から思いや意見を述べ、社会に参加することは、大切なことです。

○第1項第1号

子どもが社会に参加する機会が与えられ、そこでの意見が子どもだからといって軽視されずに、きちんと活かされなければならないと考えます。

「社会」とは、町内会のイベントや近隣の人たちとの協同作業、本条例の実践や市の施策、その他子ども期の保障と関わりのある社会的・経済的・政治的な活動や企画を含みます。

○第1項第2号

参加に当たって、なかなか思うように自分の意見を述べられない子どもへの支援を含め、意見の集約やプログラムの策定・実行等に関して支援を受ける権利を示したものです。

第3章 子どもの生活の場における権利保障

(家庭における保障)

第13条 保護者は、子どもの権利を保障するため、豊かな子ども期を過ごすための生活環境を確保するとともに、子どもの立場に立ち、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの権利を守り、子どもが適切に権利を行使するため、子どもの年齢及び成熟の度合いに応じた支援に努めなければなりません。

3 保護者は、子どもの権利が侵害され、かつ、子どもが自ら権利を行使できない場合は、子どもに代わって子どもの権利を行使するよう努めなければなりません。

4 保護者は、子どもが今を豊かに生き、成長発達するために必要な場合には、施設関係者に、その子どもに関する情報を求めることができます。

5 保護者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

6 市は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。

7 市は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。

8 市は、保護者が尊重され、安心して子育てができるよう、財政的援助を含む必要な支援に努めなければなりません。

【趣旨】

子どもの生活の場として、最も基礎的で重要なもののひとつである家庭において、子どもの権利を保障するために必要な保護者や市の責務、役割について規定しています。

【解説】

○第4条の責務で、子どもの養育については保護者に主たる責務があることを述べています。ここでは、まず保護者に一番の責任があるということを当然の前提として、第4条を具体化するものです。

○第1項

子どもにとって生活の基本となる家庭において、保護者が子どもの豊かな成長発達に必要な生活環境を保障することは、保護者の重要な責任であると考えます。そして、保護者は、子どもの思いや願いにきちんと向き合っ、それらを受け止め、受容的な人間関係がつけられるよう、誠実に応える義務を負っています。

この第1項は、第11条に規定する「身近なおとなと受容的な関係をつくる権利」に対応する家庭内での保護者の義務を改めて規定したものです。

○第2項

子どもが適切に権利を行使するためには、その子どもの置かれた状況を踏まえ、年齢と成熟の度合いに応じた保護者の支援が基本となると考えます。

○第3項

保護者は、子どもの権利が侵害され、かつ、子どもが乳幼児である場合や障がいのある場合、病気の場合などで自らが権利を行使し得ない場合には、子どもに代わって子どもの権利を行使する責務を規定したものです。

○第4項

保護者は、子どもの成長発達に必要な場合、学び・育ちの施設の関係者に、子どもに関する情報を求めることができるとしたものです。

○第5項

どんな理由があっても、たとえ保護者であっても、子どもの心や体を傷つける暴力は許されないと考えます。

○第6項

市の責務として、家庭内での虐待や体罰により傷ついた子どもを救済しなければならないと考えます。

○第7項

不登校や外国籍、障がい、貧困といった、それぞれの子どもや保護者が置かれた状況を理由として、差別されることがあってはならないと考えます。

○第8項

格差社会が進む中、貧困や経済的困窮者に対して、市独自の制度を充実させるなど、市の施策できちんと子どもが成長できる土壌をつくる姿勢を明記したものです。

また、「保護者が尊重され」というのは、「その人が自分らしく、責任を持って」ということを意味しています。

(学び・育ちの施設における保障)

- 第14条 施設関係者は、子どもが遊び又は学びを通して、豊かに生き、成長発達できるよう、環境の整備に努めるとともに、子どもの立場に立って、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。
- 2 施設関係者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 3 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。
- 4 施設関係者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめが起きたときには、関係する子どもに対して迅速かつ適切に対応しなければなりません。
- 5 施設関係者は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。
- 6 施設関係者は、施設の運営及び子どもの処遇について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めなければなりません。
- 7 施設関係者は、子どもが安全にかつ安心して活動できるよう、施設の安全管理体制の整備に努めなければなりません。
- 8 施設関係者は、子ども又はその保護者が子どもに関する情報を求めた場合には、その子どもの権利及び他者の権利に配慮して、それを提供するよう努めなければなりません。
- 9 学び・育ちの施設の設置者及び管理者は、その職員が子どもの権利を保障できるよう、環境の整備に努めなければなりません。
- 10 市は、施設関係者が子どもの権利について正しく理解するために、施設関係者に対する研修の充実に努めなければなりません。

【趣旨】

家庭における保護者の責務と同様に、学び・育ちの施設の関係者には環境の整備に努めるとともに、「子どもと向き合う」という責務があることを規定しています。

【解説】

○第1項

学び・育ちの施設は、子どもにとって大切な成長発達のもちであり、その施設関係者は保護者の委託を受けた、保護者と同列に扱われるおとなであると考えます。

そのため、第1項では、保護者と同様に、施設関係者は、子どもの思いや願いにきちんと向き合っ、それらを受け止め、受容的な人間関係がつけられるよう、誠実に応える義務を負っていることを規定しています。

○第2項

第2項も家庭と同様，子どもはどのような状況であっても虐待や体罰を受けることがあってはならないものと考えます。

○第3項

前条第6項における市の責務同様，施設関係者においても児童虐待防止法に基づき，虐待や体罰により傷ついた子どもを救済しなければならないと考えます。

○第4項

学び・育ちの施設における特徴的な問題である「いじめ」に対し，施設関係者の支援を規定したもので，差別や偏見と同様，絶対にあってはならないいじめの防止とその迅速な対応が必要と考えます。

○第5項

さまざまな状況にある子どもや保護者が差別されないよう，施設関係者の支援について規定したものです。

○第6項

施設の運営や自分に関することについて，子どもが情報を得たり，意見を提案したり，提案した意見が反映されるような環境づくりに努めることが必要だと考えます。

○第7項

施設管理に関する規定であり，保護者からの委託を受けている子どもの安心と安全に細心の注意を払う責務を明記したものです。

○第8項

前条の家庭における権利保障と同様に，施設における子どもに関する情報をさまざまな配慮をした上で，可能な限り開示する責務を明記したものです。

○第9項

施設の職員が子どもの権利を保障できるよう，施設管理者に対し環境整備を義務付けるもので，施設管理者としての責務を規定したものです。

○第10項

着実な子どもの権利保障を実践していく上で，施設関係者に対し，本条例における子どもの権利についての理解と協力を求めるための市の取り組みを明記したものです。

(地域における保障)

- 第15条 市及び市民は、子どもがすこやかで心豊かに今を過ごし、成長発達できるような地域づくりに努めなければなりません。
- 2 市及び市民は、地域において、子どもが安心して過ごし、遊び、学びなどさまざまな活動を通して、他者との豊かな関係を築いていけるような居場所及び機会を確保し、充実するよう努めなければなりません。
- 3 市及び市民は、子どもが自然にふれ親しみながら生きられるよう、地域における自然の保全に努めなければなりません。
- 4 市は、子どもの権利保障に資する地域活動を支援し、かつ、連携を図るよう努めなければなりません。

【趣旨】

子どもが生活している場における権利保障のあり方や関係を、保護者や学び・育ちの施設関係者だけでなく、「地域」という領域にも広げ、地域で子どもを守っていくことの必要性を規定しています。

【解説】

○「地域」とは、市域全体のことではなく、身近な生活圏の範囲（例えば町内会等）を想定しています。

○第1項

子どもを含めた市民が、子どもの権利を正しく理解し保障するためには、地域で活動する市民が大きな役割を担うと考えており、当然に市にも同様の役割が必要であると考えています。

○第2項

子どもの権利保障のためには、地域における拠点の確保が必要であると考えています。この拠点としては、「居場所」のほか、異年齢集団を含む仲間や地域の人と一緒に遊んだり、過ごしたり、活動・交流する機会も含まれます。

「機会」とは、次条の子どもの地域への参加を含む広い概念です。

○第3項

本条例第9条第7号で規定した、子どもにとって自然環境が守られることの大切さを地域づくりの取り組みの一つとして位置づけたものです。

○第4項

子どもの権利保障のための活動を進める市民に対し、連携・協力事業の開催や情報提供など、必要な支援を市が行う責務を明記しています。

(参加の機会の確保)

第16条 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努めなければなりません。

2 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもの参加を促進し、子どもの自主的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努めなければなりません。

【趣旨】

本条例第12条で保障する「社会に参加する権利」を実現するために、家庭や学び・育ちの施設や地域、市において、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会や活動の確保・充実を図るとともに、参加を促進し、子ども自身が自主的かつ自発的に企画や活動を行えるよう、配慮することを規定したものです。

【解説】

○第1項

各種行事や活動に子どもが参加し、意見を述べることは、多様な人間関係の在り方や互助の精神を学んで社会性を身につけるばかりか、子どもの意見がさまざまな場面で反映されることを通して、達成感や自分に関わること、地域やまちづくりの主体であることへの自覚を持てるようになるなど、子ども期にとって大切な経験であり体験であると考えます。したがって、このような参加の機会をあらゆる多様な場面で確保することは、市、家庭、学び・育ちの施設や地域の重要な責務であると考えます。

○第2項

子どもの権利保障にとって大切な社会への参加の促進を図るとともに、子どもがおとなの企画した行事や活動に参加するばかりではなく、おとなと良好な関係を持ちながら、子ども自身が自主的かつ自発的に企画や活動に参加できるよう配慮することの必要性について規定しています。

第4章 権利侵害の救済

(権利侵害の救済等)

第17条 市は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するための体制を構築するなど、必要な措置を講じなければなりません。

2 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

【趣旨】

子どもの権利侵害の救済における市の責務を規定しています。

【解説】

○第1項

子どもが、いじめや体罰、虐待などによって権利を侵害された場合に、市は、子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復を支援するための体制を構築しなければならないことを規定しています。

「体制」とは、権利侵害に苦しむ子どもを救済するために、子どもの代弁者として関係者に積極的に働き掛けて関係を調整しながら具体的な問題を改善していく制度のことをいいます。

この制度については、国の動向や本市の子どもの権利侵害の実態や相談状況を分析するとともに、組織体制、人員配置、関係機関との連携の在り方など、さまざまな面で調整・検討が必要となることから、具体的な制度設計については、本条例制定後、速やかに検討するよう、附則の第2項に明記しています。

○第2項

本市には、児童相談所、教育相談センター、区役所健康福祉課などの来所相談窓口や電話による相談窓口など、多くの相談窓口がありますが、そこで全ての問題が解決されているわけではないことから、今後もより一層の連携強化や子どもの権利侵害の特性に一層配慮するなどの充実を図り、第1項で述べた制度の構築と併せて、本市全体の相談救済体制の充実を図ることが子どもにとって必要と考えます。

第5章 権利の保障と推進

(施策の推進)

- 第18条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。
- 2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。
- 3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。

【趣旨】

市の各部署が連携して、子どもの権利保障の観点を踏まえ、子どもに関する施策を推進していくことを規定しています。

【解説】

○子どもに関する施策については、児童福祉や学校教育の範囲にとどまるものではなく、文化・芸術環境、スポーツ振興、就労問題、保健や健康への取り組み、生涯学習、都市交通、環境問題など、さまざまな部署が関わっていかねばならない施策であり、市としても全庁的な取り組みが必要不可欠なものと考えます。

○第2項

条例で定める理念を具現化し、総合的かつ計画的に事業を展開するために、推進計画を策定することを規定しています。

なお、本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とした「すこやか未来・アクションプラン」を策定していますが、子どもの権利保障に関する推進計画の策定に当たっては、同プランをはじめとした既存の計画との整合性を図る必要があります。

○第3項

推進計画の策定に当たっての手続きとして、パブリックコメントなどを通して、広く市民の意見を求めることや、次条に定める「新潟市子どもの権利推進委員会」の意見を聴く必要があることを規定しています。

(新潟市子どもの権利推進委員会の設置等)

- 第19条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、新潟市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。
- 2 推進委員会は、市長の諮問を受けたとき、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策、子どもの権利の保障状況などについて、調査及び審議をします。
 - 3 推進委員会は、前項により調査及び審議をしたときは、その結果を市長に答申します。
 - 4 推進委員会は、15人以内の委員で組織します。
 - 5 委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験のある者、子どもを含む市民、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱します。
 - 6 委員の任期は、2年とします。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
 - 7 委員は、再任されることができます。
 - 8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

【趣旨】

市における子どもに関わる施策を、子どもの権利の保障の観点から調査、審議し、その内容を市長に答申する機関として、「新潟市子どもの権利推進委員会」を設置することを規定しています。

【解説】

○第1項及び第2項

推進委員会の所掌事項等について規定しています。

推進委員会の職務としては、市長の諮問に対して、子どもの権利の保障の状況を調査、審議することが挙げられます。

推進委員会に対する諮問事項としては、例えば、本市における子どもの参加の状況に関することや、相談・救済体制に関することなど、市の施策全般に影響を及ぼす事項が対象となります。

なお、「必要があるときは自らの判断で」とは、市長の諮問の有無にかかわらず、推進委員会での独自の取り組みスケジュールに従い、子どもの権利保障の状況について検証していくことを想定しています。

○第3項

推進委員会において調査及び審議した結果は、諮問した市長に答申します。

○第4項、第6項及び第7項

推進委員会の委員構成等について、検証機能の確保と委員の負担のバランスを考慮し、人数を15人以内、任期を2年としています。また、必要に応じて再任されることができるところを規定しています。

○第5項

推進委員会の構成員には、学識経験者の他に、子どもを含む市民、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することを規定しています。

○第8項

推進委員会の組織及び運営に関する詳細な事項は、規則において別途定めることを規定しています。

(市の措置)

第20条 市は、推進委員会からの答申及び意見を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

【趣旨・解説】

市は、推進委員会の答申及び意見を尊重し、その趣旨を踏まえて必要な措置をとらなければならないことを規定しています。

(子どもの権利週間及び子どもの権利月間)

第21条 市は、全市民が子どもの権利について関心及び理解を一層深めるため、新潟市子どもの権利週間（以下「権利週間」といいます。）及び新潟市子どもの権利月間（以下「権利月間」といいます。）を設けます。

2 権利週間は、5月5日から5月11日までとします。

3 権利月間は、11月1日から11月30日までとします。

【趣旨】

本条例及び児童の権利に関する条約を広く子どもを含めた市民に周知するため、「子どもの権利週間」及び「子ども権利月間」を設けることを明記した規定です。

【解説】

○「子どもの権利週間」及び「子どもの権利月間」では、市は、子どもの権利にふさわしい事業等を実施し、条例制定後も広く子どもの権利についての関心と理解を深め、周知啓発活動等を継続的に推進していく必要があると考えます。

○第2項

現在、毎年5月5日の子どもの日から5月11日までの1週間は国が定める「児童福祉週間」であり、これに合わせて同期間を「子どもの権利週間」に位置づけるものです。

○第3項

現在、毎年11月の1か月間を「児童虐待防止月間」とし、児童虐待を啓発するためのオレンジリボンキャンペーン等を実施しており、子どもの権利を周知することが児童虐待防止につながると考えることから、同月間を「子どもの権利月間」に位置付けるものです。

なお、11月20日は国連総会で児童の権利に関する条約が採択された日です。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

【趣旨・解説】

この条例の施行に関し必要な事項を、市長が規則や要綱等により別に定めることを規定しています。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

【趣旨・解説】

本条例の施行期日を定めるものです。

条例制定・公布は令和3年12月ですが、条例の周知等の準備期間を考慮し、施行は令和4年4月1日としました。

(附属機関の設置に関する検討事項)

2 市長は、この条例の施行後、第17条第1項に定める体制を構築するにあたり、権利侵害からの救済及び権利の回復を支援するための附属機関の設置について、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしします。

【趣旨】

本条例第17条第1項に定める「子どもの権利侵害からの救済及び権利の回復を支援するための体制の構築」についての検討事項を規定したものです。

【解説】

○子ども条例検討会では、権利侵害に苦しむ子どもを救済するために、子どもの代弁者として関係者に積極的に働き掛け、関係を調整しながら具体的な問題を改善していく附属機関の設置を本条例で規定することについて、担当部局と協議を重ねました。

○協議の結果、附属機関を設置するためには、組織体制、人員配置、関係機関との連携の在り方など、さまざまな面で調整・検討が必要となること、子どもの意見表明を支援する仕組みや子どもの権利擁護機関の在り方など、子どもの権利擁護を図る施策について検討する国の動向もあることなどから、条例本則では、「附属機関を設置する」とは明記せず、「体制を構築する」という表現にとどめることとしました。

○そのため、附属機関の具体的な制度設計については、本条例制定後、国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、速やかに検討するよう明記したものです。

新潟市子ども条例

条文解説

【問い合わせ先】

新潟市こども未来部こども政策課

住 所 〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電 話 025-226-1193

ファックス 025-224-3330

メール mirai@city.niigata.lg.jp